

「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置」見直しについて
厚生労働省、復興庁への質問書

2022年4月6日

1. 国策で進めた原発の重大事故による被害に対する国の責任を再確認すべきです

- (1) 「原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。」（「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」2011年5月17日、原子力災害対策本部）

原子力災害対策本部は、内閣総理大臣を本部長とし、復興大臣、厚労大臣を含む、各省庁等の長が本部長となっています。ですから、厚労省、復興庁も上記の「災害対策本部」の方針に対する責任があります。この方針を、内閣府はもとより、復興庁、厚労省も、再確認すべきです。いかがですか。

- (2) 国策で進めた原発で重大事故を起こし、放射能汚染で故郷を奪い、生業を奪い、避難生活を強いたのである。そして避難指示区域をはるかに超えた地域の多くの人々を被ばくさせました。「医療費等の減免措置」は、国策による被害者である原発事故被害者に対して、政府が行うべき最低限の「補償」であり、単なる避難に伴う災害支援ではありません。「避難解除」から10年を経過したからといって、縮小・削減するのは言語道断であり、見直し方針を撤回すべきです。いかがですか。

2. 避難地域等住民をはじめ、福島事故被害者の現状についてどう評価しているのですか

- (1) 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（2021年3月）には、「復興・再生が本格的に始まっている」と記載されています。これは具体的にどのような内容を指しているのですか。
- (2) 「復興・再生が本格的に始まっている」というような評価は、当事者である避難地域等住民の生活の実情や実感（「見直し撤回を求める」要請書、参照）とは、かけ離れていると私たちは考えます。いかがですか。

3. 見直し方針は「医療費等の減免措置」の果たしている役割についての自らの評価と矛盾しています

「医療費等の減免措置」は、放射能汚染が続く中での困難な生活再建、放射線被ばくを含む心身への負荷による健康悪化（その最も深刻な場合が「原発関連死」）といった状況に対する支援として重要な役割を果たしています。まさに被害者にとって「命綱」です。

一方、復興庁自らも、2020、2021年度の「行政事業レビューシート」において、「医療費等減免措置」は、「ニーズを反映している」「国が実施すべき事業」「未曾有の大震災への対応として優先度が高い事業である」「未曾有の大震災への対応として国が実施すべき事業である」と報告しています。

- (1) 「復興庁行政事業レビューシート」からは、復興庁が縮小・廃止に向けた見直しが必要と考えているとは読み取れません。どうですか。
- (2) 復興庁は、自らの事業評価と矛盾した、縮小・廃止に向けた見直しを進めるのは、無責任です。どうですか。

4. 避難地域等の被害者住民、各自治体の議会や首長等からの反対の声を押し倒して強引に進めるのですか

- (1) 避難地域等の被害者住民、及び各自治体の議会や首長等からも、措置継続、縮小・廃止に向けた見直し反対の声が上がっています。このことを政府はどう受け止めているのですか。政府は、このような被害当事者の反対の声を踏み倒して、強引に「減免措置」見直しを進めるのですか。
- (2) 被害者への支援を、被害者の実情にそぐわない形で、しかも被害者の強い反対にも関わらず、一方的に「削減、削除」の方向で見直し方針を先に決め、その上で、関係各自治体との協議を進めるといふ、やり方自体が間違っていると私たちは考えます。どうですか。
- (3) 岸田首相は、2022年1月17日の施政方針演説でも、「新型コロナ対応の基本的な考え方」においては、「最新の知見に基づく対応を、冷静に進める覚悟」であり、「一度決めた方針でも、より良い方法があるのであれば、躊躇なく改め、柔軟に対応を進化させていく」と表明しています。「医療費等、免除措置」の方針においても、「聞く力」を発揮し、反対の声に耳を傾け、一度決めた方針でも「改め、柔軟に進化」させるべきです。いかがですか。

5. 政府は具体的にどのような「見直し」案を各自治体に提示したのですか

2022年3月23日付の「福島民報」では、「政府案では、全ての地域で避難指示解除から10年を区切りに特例措置を終える方向となっている。ただ、帰還困難区域の住民の扱いは今後検討する。被災者の負担を考慮し、支援の縮小は(1)保険料の減免を半額に縮小(2)保険料の減免を終了(3)窓口負担の無料化を終了の一の三段階で、複数年かけて行う方向で検討している。支援縮小の開始時期は、避難指示が解除された年度に応じて異なる仕組みを想定。2022(令和4)年度は特例措置終了の周知期間とし、2023年度から順次、地域ごとの見直しを始める案で調整している。」と、報道されました。政府は、具体的にどのような「見直し」案を各自治体に提示したのですか。文書として作成しているはずですので、施策の透明性を担保するためにも、資料として提示してください。

6. 避難地域等の医療や介護に関わるインフラの整備について

避難地域等の医療や介護に関わるインフラの整備について、復興庁・厚労省は、2020年の私たちとの話し合いの中でも、「最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応すべき課題」であると、繰り返し回答しています。その後、具体的にどのような努力をし、どのような「成果」を達成され、今後の課題をどう評価されていますか。

以上

提出団体：脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先：

原子力資料情報室(担当：高野聡) Tel：03-6821-3211 e-mail: takano@cnic.jp

チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西(担当：振津かつみ) Tel：090-3941-6612

e-mail: cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp